

沖旅生発第66号  
平成29年12月7日

組合員 各位

沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合  
理事長 宮 里 一 郎  
(公印省略)

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例(案)に対する  
意見募集について

日頃は組合活動にご理解とご協力をいただきまして感謝申し上げます。

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行されることにより、家主住居型・家主不在型共に、住宅専用地域でも民泊事業が実施可能となります。

沖縄県では、法第18条に基づき、住宅宿泊事業の実施を制限する条例の策定を進めており、12月5日付け、沖縄県保健医療部衛生薬務課ホームページに「沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例(案)に対する意見募集」が掲載されています。

別紙により、「実施の制限に関する条例(案)」と「意見提出様式」を通知いたしますので、組合員の皆様からの幅広いご意見をお寄せ下さい。

※意見を提出する際の留意点等は、県薬務衛生課ホームページをご覧ください。

意見募集期間：平成29年12月5日～平成30年1月4日

意見提出方法

1. メールの場合 アドレス：[aa024100@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa024100@pref.okinawa.lg.jp)  
件名「沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例(案)に対する意見」と記入
2. 郵送の場合  
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県保健医療部衛生薬務課（生活衛生・水道班）あて  
意見募集期間最終日（1月4日）の消印有効とします。
3. FAXの場合  
沖縄県保健医療部衛生薬務課（生活衛生・水道班）あて  
FAX：098-866-2723

以上

## 沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（案）

**第1条** この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間については、別表のとおりとする。

### 附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

### 別表（第2条関係）

区 域	期 間
1 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	月曜日から金曜日の正午まで
2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内（ただし、伊江村、与那原町、久米島町を除く。）	月曜日から金曜日まで（沖縄県教育委員会規則、各市町村教育委員会規則及び各私立学校規則に基づく休業日を除く。）

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（案）に対する意見

氏名又は団体名	
住所又は所在地	
連絡先	電 話：
	電子メールアドレス：

※電子メールアドレスを所持していない場合は、記載の必要はありません。

※提出いただいたご意見等の内容については、確認の連絡をさせていただく場合がありますので、氏名、住所、電話番号等は必ずご記入下さい。

意見の内容

※ 1 枚におさまらない場合は、A4サイズの下紙を各自 2 枚目以降に追加して御記入下さい。

(送付先)

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 4階

沖縄県保健医療部衛生薬務課（生活衛生・水道班）

FAX：098-866-2723

e-mail：[aa024100@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa024100@pref.okinawa.lg.jp)